

令和7年11月佐賀関大規模火災に係る災害廃棄物

(燃え殻(石綿含有廃棄物))処分業務仕様書

1 目的

令和7年11月佐賀関大規模火災により発生した災害廃棄物(以下「廃棄物」という。)のうち、大分市(以下「市」という。)が処理等を行う廃棄物について、適正な分別、撤去及び処理等することにより、被災地域の生活環境の保全と速やかな復旧を目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあったとしても、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書への記載の有無に関わらず、受注者の責任において準備しなければならない。

3 予定数量

燃え殻(石綿含有廃棄物) 272.5t

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

令和7年11月佐賀関大規模火災により発生した災害廃棄物(燃え殻(石綿含有廃棄物))の最終処分(埋立処分)

(2) 業務場所

産業廃棄物 燃え殻(石綿含有産業廃棄物を含む。)の処分業許可業者の所有する管理型最終処分場(大分市内に限る)

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(撤去作業は令和8年11月30日までを予定)

(4) 契約の方法

単価契約(処分量 1t あたり単価)

5 処分業務等の遵守事項

(1) 処分業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項に基づく届出を事前に行うこと。

(2) 業務に必要な人員・施設等は受注者で用意すること。

(3) 廃棄物の数量管理は、搬入される運搬車両毎に搬入前後の計量を行い、計量伝票にて管理すること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

6 報告等

災害廃棄物処分業務に係る報告書を作成し、搬入前後の様子、処分前、処分後、処分状況がわかる写真と計量伝票及び集計表を添付した上で処分の終了までを完了した災害廃棄物について、翌月 20 日までに提出することとする。

7 その他

- (1) 本業務については、本市が別途発注する業務委託において災害廃棄物の発生現場から搬入された廃棄物(燃え殻(石綿含有廃棄物))を、本業務の受注者の事業場において処分することを想定しているが、これにより難い事象が発生した場合は市担当課(廃棄物対策課)と協議すること。
- (2) 実際の搬出数量が本仕様書に示す予定数量に満たない場合又はこれを超過した場合であっても、契約期間内においては、発注者の指示に従い処分を行うものとするが、これにより難い場合は協議すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項は、発注者の指示に従うこと。また、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市担当課(廃棄物対策課)と協議すること。